

模倣品・海賊版対策に関する推進計画の各府省の取組状況

(注) 資料中の枠外にあるゴシック体の文章は、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の各項目を示す

1. 外国市場対策を強化する

(1) 我が国の企業の諸外国での権利取得及び権利行使を支援する

i) 2003年度以降引き続き、模倣品・海賊版被害にあった場合の対応策や事例など、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、まとめた資料を企業へ配布する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	1. 外務省では、全ての大使館や総領事館に「日本企業支援窓口」を設置し、民間ビジネスに対する政府による支援を展開している。 2. 平成15年度においては、在外公館による日本企業に対する支援の実績を把握するため、平成15年度の上半期を対象に具体的な実績報告を求め、「日本企業支援窓口実績報告書」として取りまとめ、代表的な事例を含む同報告書の要点を「日本企業支援窓口報告書 概要」として記者発表するとともに、外務省ホームページに掲載した。昨年12月、日本経団連に、知的財産権保護に関する具体的事例を含む本件取組みについて説明を行った。	今後とも、引き続き、定期的に実績報告書を取りまとめ、在外公館での具体的な支援事例を紹介し、企業での知的財産権保護のための方策のひとつとして「日本企業支援窓口」での取組みを積極的に広報していく。
文部科学省	文化庁と著作権関係団体等が連携・協力し、侵害国の実態を踏まえて、権利者が侵害発生国で実際に権利行使を行う際に役立つ即戦力とするためのマニュアルを作成中。2003年度は台湾を対象としたマニュアルを配布する。	今年度作成したマニュアルの成果を踏まえ、2004年度以降、対象国を変えてマニュアル作成を継続する予定。 (予算額:1,120万円)
経済産業省	①引き続き、各国の模倣対策の情報を取りまとめているところ。03年度中に03年度版の「模倣対策マニュアル」及び「工業所有権侵害判例集」を作成し、特許庁ホームページに掲載する。 (各国工業所有権情報収集等経費(JETRO・交流協会委託):15年度予算額14,619万円の内数) ②平成15年度台湾における海賊版実態調査を実施中。	①引き続き実施予定。 (16年度予算額:20,649万円の内数)

ii) 2003年度以降引き続き、我が国の企業による諸外国での模倣品・海賊版対策の取組を支援するため、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会等の民間団体の諸外国での活動を支援する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○平成14年12月、我が国の玩具会社が中国において商標権侵害に係る刑事告訴を行った際、不正商品対策協議会と連携し不正商品取締官が訪中、中国公安部に申し入れを行い告訴の支援活動を実施した。 ○平成15年8月、在中国日本大使館を通じ、既告訴事件捜査の進捗状況に関する照会を実施した。	○訪中し、中国公安部に対して既告訴事件の積極的な捜査を促すとともに、取締機関と知的財産権侵害事犯に関する情報交換を実施する等連携の強化を行う。
外務省	本年3月に開催を予定している不正商品対策協議会に後援団体として協力した。	今後とも機会を捉えて積極的に協力していく。
文部科学省	2002年8月にコンテンツ産業が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として文化庁と経済産業省が関係者に呼びかけ、「コンテンツ海外流通促進機構」が設立された。(現在17団体、20社から構成)。同機構は、国際知的財産保護フォーラムにおける対中官民合同ミッション派遣、フォローアップに参画するとともに、関係団体・企業が海外展開・海賊版対策を図る上で必要な情報交流、意見交換等を実施している。	前年度ミッションのフォローアップ結果を踏まえ、国際知的財産保護フォーラム対中合同ミッションに参加するなど、引き続き「コンテンツ海外流通促進機構」の活動を支援する予定。 (予算額:1,120万円(再掲))
経済産業省	国際知的財産保護フォーラム等民間団体の侵害多発国での活動を支援するため、中国への模倣品取締要請に関する現状分析調査、模倣品等被害の経済的影響に関する調査及び先進国における模倣品流通対策法制の実態調査を実施。 (15年度予算額:10,522万円の内数)	・模倣品対策については、引き続き、フォーラム等の民間団体の諸外国での活動を支援するための調査を実施。 (16年度予算額:10,522万円の内数) ・また、平成16年度から「コンテンツ海外流通促進機構」事務局をJETROに移管し、アジア地域主要都市に海賊版対策に係る専門家を常駐させ、海賊版対策支援を現地にて実施する体制を構築するとともに、セミナー等の普及・啓蒙活動を行う。 ・加えて、15年度に引き続き、コンテンツ海外流通促進機構を中心に、アジア地域におけるコンテンツフォーラム、国際知的財産保護フォーラム等に参加するとともに、JETRO海外事務所等を活用し、アジア地域における海賊版実態調査を行うこととしている。 (平成16年度予算 アジア地域における海賊版対策支援事業 3億円(0.3億円))

iii) 官民の協力により「海外偽物白書」(仮称)を2004年度の早い時期に作成する。その中には、例えば知的財産権侵害の危険が高い国を我が国の企業が把握するための諸外国の模倣品・海賊版対策のランク付けや、実際の模倣品・海賊版対策の成功事例など、我が国企業の模倣品・海賊版対策に資する情報を盛り込むよう官民で協力する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
経済産業省	アジア諸国等における日本企業の模倣品等被害状況についてアンケート調査を実施し、集計・分析を行っているところ。 (15年度予算額:55,752万円の内数)	引き続き実施予定。 (16年度予算額:55,752万円の内数)

(2) 官民の連携を強化する

①模倣品・海賊版に係る情報ネットワークを構築する

i) 2003年度以降、知的財産権の侵害多発国における我が国企業の模倣品・海賊版による被害状況及び現地政府の模倣品・海賊版の取締り状況の把握、並びに先進諸国の業界団体との情報交換の促進のため、日本貿易振興会(JETRO)等関係団体の海外事務所、我が国の大使館・総領事館の活動を強化する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	1. 全ての大使館や総領事館では、現地の日本商工会等と定期的に会合を行うなど、官民での意見交換、情報交換を行っており、在外公館として、現地日本企業が現地政府や現地地方政府等との間で抱える問題等について積極的に情報を収集している。また、事案に応じて、日本企業の問題意識を現地政府等の関係当局に伝達している。 2. また、JETROや現地日本商工会及び現地政府との連携により、日本企業と現地政府との意見交換会を開催するなど、現地日本企業が、現地政府関係者と直接議論する場を設ける取組みも行っている。 3. 外務省では、全ての大使館や総領事館に「日本企業支援窓口」を設置し、日本企業支援への取組みを一層強化しており、2003年度は、外務本省及び在外公館において、知的財産権侵害事例に対する取組み事例を含む日本企業支援に関する情報を共有し、各在外公館が他の公館による取組みを参照できるよう取り計らうことを通じて、外務省による日本企業支援の底上げを図ることを目的に「『日本企業支援』実績報告書」を取りまとめ、同報告書を全在外公館に送付するとともに、外務本省においても関係各課に配布した。また、日本企業の間での外務省における日本企業支援の取組みに対する認知度を高めていくため、積極的に広報することとしており、代表的な事例を含む同報告書の要点を「『日本企業支援窓口』実績報告書 概要」として記者発表するとともに、外務省ホームページに掲載した。	1. 引き続き、定期的に実績報告書を取りまとめ、外務本省及び在外公館において、知的財産権侵害事例に対する取組み事例を含む日本企業支援に関する情報を共有し、各在外公館が他の公館による取組みを参照できるよう取り計らうことを通じて、外務省による日本企業支援の底上げを図る。 2. また、日本企業の間での外務省における日本企業支援の取組みに対する認知度を高めていくため、積極的に広報していく。 3. 上記取組みに加え、二国間、多国間の協議、交渉の場で取り上げるなど、戦略的な民間ビジネス支援活動を外交の一環として強化していく。
文部科学省	海外での知的財産権侵害対策としてJETROが作成している「模倣対策マニュアル」において、2003年度、海賊版対策関連事項を盛り込んだものを作成中。	2004年度以降、権利者が侵害発生国で実際に権利行使を行う際に役立つ即戦力とするためのマニュアルを、JETROの海外現地事務所と協力しつつ作成する予定。(予算額:1,120万円(再掲))
経済産業省	各国工業所有権情報収集等経費(JETRO・交流協会委託)により、我が国企業の模倣品・海賊版による被害状況及び現地政府の模倣品・海賊版の取締り状況等の情報を取りまとめているところ。03年度中に調査結果をインターネット等で公表する予定。(15年度予算額14,619万円の内数)	引き続き実施予定。 (16年度予算額:20,649万円の内数)

ii) 2003年度以降、関係府省のインターネット上の模倣品・海賊版関連情報の掲載を更に充実させるとともに、模倣品・海賊版対策のポータルサイト(インターネット上の総合窓口サイト)を設ける。その中で、国内外の模倣品・海賊版関連情報を集約し提供することにより、情報利用者の利便性を高める。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
警察庁	○平成15年10月1日、警察庁ホームページに知的財産権侵害事犯の取締り等に関する情報を掲載した。	○平成15年の取締り結果を踏まえ、掲載情報の見直しを行う。
外務省	外務省ホームページの「知的財産権分野における日本の取り組み」ページで模倣品・海賊版への対策について紹介。	2004年度以降も、模倣品・海賊版に関する取り組みの状況に応じて情報をアップデートしていく予定。
財務省	○財務省のホームページに知的財産侵害物品の水際取締り制度に関する情報の充実化を図るべく、現在作業中。	○本年6月中に情報充実化作業を完了させる予定。
文部科学省	2003年度、文化庁ホームページに海賊版対策の事項を設け、海賊版対策関係施策、侵害実態調査結果、エンフォースメントシステム調査報告書等を掲載。	権利行使のためのマニュアル等、海賊版に関する情報を随時掲載していく予定。
経済産業省	・特許庁ホームページに模倣品対策について情報提供中。 ・国際知的財産保護フォーラムのホームページ(模倣品・海賊版対策のポータルサイト)を04年2月2日に公開。 (15年度予算額:10,522万円の内数)	・引き続き特許庁ホームページでの情報提供をしていく予定。 ・引き続き国際知的財産保護フォーラムHPの運営・管理を支援。 (16年度予算額:10,522万円の内数)

②官民連携による模倣品・海賊版対策を講ずる

i) 上記ネットワークによる官民の情報を活用し、2003年度以降引き続き、政府による侵害発生国への取締り強化の申入れ、現地の我が国企業と現地政府との間の意思疎通及び連携の支援などを実施し、官民が結束して模倣品・海賊版対策を推進する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
警察庁	○平成14年12月、我が国の玩具会社が中国において商標権侵害に係る刑事告訴を行った際、不正商品対策協議会と連携し不正商品取締官が訪中、中国公安部に申し入れを行い告訴の支援活動を実施した。・平成15年8月、在中国日本大使館を通じ、既告訴事件捜査の進捗状況に関する照会を実施した。 ○平成15年9月、不正商品取締官が訪韓し、韓国警察庁、大検察庁等の取締り機関に対して知的財産権侵害事犯の取締り強化を申し入れるとともに情報交換を実施する等連携を強化した。	○訪中、訪韓し、取締機関に対して知的財産権侵害事犯の取締り強化を申し入れるとともに情報交換を実施する等連携を強化する。
外務省	1. 全ての大使館や総領事館では、現地の日本商工会等と定期的に会合を行うなど、官民での意見交換、情報交換を行っており、在外公館として、現地日本企業が現地政府や現地地方政府等との間で抱える問題等について積極的に情報を収集している。また、事案に応じて、日本企業の問題意識を現地政府等の関係当局に伝達している。 2. また、JETROや現地日本商工会及び現地政府との連携により、日本企業と現地政府との意見交換会を開催するなど、現地日本企業が、現地政府関係者と直接議論する場を設ける取組みも行っている。 3. 外務省では、全ての大使館や総領事館に「日本企業支援窓口」を設置し、日本企業支援への取組みを一層強化しており、2003年度は、外務本省及び在外公館において、知的財産権侵害事例に対する取組み事例を含む日本企業支援に関する情報を共有し、各在外公館が他の公館による取組みを参照できるよう取り計らうことを通じて、外務省による日本企業支援の底上げを図ることを目的に「『日本企業支援』実績報告書」を取りまとめ、同報告書を全在外公館に送付するとともに、外務本省においても関係各課に配布した。また、日本企業の間での外務省における日本企業支援の取組みに対する認知度を高めていくため、積極的に広報することとしており、代表的な事例を含む同報告書の要点を「『日本企業支援窓口』実績報告書 概要」として記者発表するとともに、外務省ホームページに掲載した。	1. 引き続き、定期的の実績報告書を取りまとめ、外務本省及び在外公館において、知的財産権侵害事例に対する取組み事例を含む日本企業支援に関する情報を共有し、各在外公館が他の公館による取組みを参照できるよう取り計らうことを通じて、外務省による日本企業支援の底上げを図る。 2. また、日本企業の間での外務省における日本企業支援の取組みに対する認知度を高めていくため、積極的に広報していく。 3. 上記取組みに加え、二国間、多国間の協議、交渉の場で取り上げるなど、戦略的な民間ビジネス支援活動を外交の一環として強化していく。

文部科学省	2002年8月にコンテンツ産業が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として文化庁と経済産業省が関係者に呼びかけ、「コンテンツ海外流通促進機構」が設立された。(現在17団体、20社から構成)。同機構は、国際知的財産保護フォーラムにおける対中官民合同ミッション派遣、フォローアップに参加するとともに、関係団体・企業が海外展開・海賊版対策を図る上で必要な情報交流、意見交換等を実施している。	前年度ミッションのフォローアップ結果を踏まえ、国際知的財産保護フォーラム対中合同ミッションに参加するなど、引き続き「コンテンツ海外流通促進機構」の活動を支援する予定。 (予算額:1,120万円(再掲))
経済産業省	主に以下の協議において、産業界における被害事例等を踏まえ、取締強化を要請。 <2003年度二国間・多国間交渉> ◆中国:日中特許庁長官会合(11月)、日中経済パートナーシップ協議(11月)等 ◆韓国:日韓特許庁長官会合(12月)等 ◆台湾:日台貿易経済会議(11月) ◆その他:WTO法令レビュー・中国経済的レビュー(11月)、APEC閣僚会合・知的財産権専門家会合等	引き続き実施予定。

ii) 2002年12月に実施された業種横断的な官民合同ミッション「知的財産保護官民合同訪中代表団」の適切なフォローアップをするとともに、2003年度以降、業種別ミッションの実施などを通じ、官民が一体となった侵害国への働きかけを強化する。

担当府省	取組状況	今後の予定
外務省	第2回日中経済パートナーシップ協議(平成15年10月、於:東京)において、中国側に知的財産権保護の強化を要請するに当たり、我が国経済界、マスコミ等の意見の他、在外公館を通じて在中国の日系企業の要望等も聴取し、協議に臨む等、官民一体となった働きかけを行っている。	平成16年度においても同様の取組みを行っていく予定。
文部科学省	国際知的財産保護フォーラムで昨年度実施した官民合同ミッション「知的財産保護官民合同訪中訪中代行団」のフォローアップに参加し、次回対中ミッション派遣について検討中。	国際知的財産保護フォーラム対中ミッション派遣が決定され次第、これに参加する予定。 (予算額:1,120万円(再掲))
経済産業省	04年度第1四半期に侵害多発国(中国)へ侵害対策の強化を要請するためのミッションを派遣すべく、官民で調整を行っているところ。また、業界別のミッション派遣も支援(ベアリング等)。	中国への要請ミッションに政府が同行する予定。 (16年度予算額:10,522万円の内数)

(3) 侵害の発生している国への政府の取組を強化する

① 二国間での取組を強化する

i) 2003年度以降、模倣品・海賊版対策を推進するよう、例えば自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や二国間税関協力協定に取締りの強化や情報交換に資する規定を盛り込むよう努力するなど、様々な二国間交渉の機会を利用し知的財産権侵害取締りの強化に関する取組を積極的に求めている。

担当府省	取組状況	今後の予定
外務省	日墨EPAの交渉を通じて、両国における知的財産の保護の進展に資する二国間の協力措置等について協議している。 韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの間でEPA交渉の開始について合意した。韓国、マレーシアとの間ではそれぞれ昨年12月、本年1月に第一回交渉会合を開催し、知的財産権を交渉の範囲に含めることを確認した。また、タイ・フィリピンとの間ではこれまでの作業部会等の協議の中で、知的財産保護に関する協議を行っている。	メキシコとのEPA交渉の妥結に向け引き続き努力する。韓国、マレーシアに加えてタイ、フィリピンとの間でも交渉を早期に開始する。これらの国とのEPA交渉を通じて、知的財産権の保護強化に向けて取り組んでいく。
財務省	○韓国等との二国間税関協力協定に、取締りの強化や情報交換に資する規定を盛り込むよう協議中。	○自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や二国間税関協力協定に、取締りの強化や情報交換に資する規定を盛り込むよう努力していく。
文部科学省	日中経済パートナーシップ協議、日韓文化交流局長級協議、日台間の貿易経済会議といった一連の会議で著作権問題の協議を行い、様々なチャンネルで海賊版対策の強化を要請。	中国、韓国、台湾に対するこれらの取り組みを推進する。
経済産業省	・日墨FTAの協定文案に、知的財産権の適切なエンフォースメントを確実に行う手段についての情報交換、及び両国の問題解決のための協議メカニズムの設置を盛り込み済。その他の国については交渉中。 ・中国商務部との定期協議、日中特許庁長官会合、日韓特許庁長官会合、日台貿易経済会議等において、模倣品対策の強化を要請済み。	・FTA交渉中の国に対しては、引き続き取締りの強化に資する規定を盛り込むべく努力する。 ・引き続き実施予定。

ii) 2003年度以降引き続き、アジア地域を中心とする我が国に関連する知的財産権侵害の多発国・地域に対し、侵害品の取締りを強化するよう閣僚レベルも含め様々なレベルで強く働きかける。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
警察庁	○平成15年9月、不正商品取締官が訪韓し、韓国警察庁、大検察庁等の取締機関に対して知的財産権侵害事犯の取締り強化を申し入れるとともに情報交換を実施する等連携を強化した。	○訪中、訪韓し、取締機関に対して知的財産権侵害事犯の取締り強化を申し入れるとともに情報交換を実施する等連携を強化する。
外務省	・中国に対しては、第2回日中経済パートナーシップ協議(平成15年10月、於:東京)において、模倣品等の被害状況が悪化しているほか、被害事例の救済について具体的な窓口・手続きが不透明である旨指摘の上、特許権、著作権及び医薬品分野等も含め知的財産権の保護・取締の強化を要請した。また、日中外交当局間協議の場においても本件問題を提起した。 ・第10回日韓文化交流局長協議(平成15年11月13日、於:ソウル)において、適切かつ実効性のある著作権保護の確保を要請し、海賊版撲滅のための更なる対策の重要性を伝えた。	平成16年度に実施予定の第3回日中経済パートナーシップ協議の他、様々な場を活用し中国側に強く働きかけを行っていく予定。
文部科学省	文化庁と中国国家版權局との間で、①海賊版対策、②著作権集中管理団体間の交流・協力、③インターネットの普及等に伴う新たな課題への対応等に関し、定期的に協議を行うことについて2002年に合意し、2003年3月に第一回の協議を開催した。現在第二回の協議の開催について調整中。	第二回の協議は、2004年4月に北京で開催する予定。 (予算額:710万円)
経済産業省	以下の定期協議や、西川経済産業副大臣(2003年7月当時)の訪中時にも地方当局へ要請するなど、様々な機会を捉えて強力に要請。 ・中国商務部との定期協議、日中特許庁長官会合、日中経済パートナーシップ協議、 ・日韓特許庁長官会合 ・日台貿易経済会議 等	引き続き様々な機会を捉え要請を行う予定。

iii) 二国間での取組をより効果的に進めるため、2003年度以降引き続き、米国及び欧州との連携を強化する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	米国との間では、2003年10月24日に(知的財産権関連の事項を含む)規制改革全般に関する要望書を交換した。この要望書に基づき、11月に日米間で作業部会(課長級)を開催した。	今後、2回目の作業部会及び次官級の「上級会合」を3月を目処に開催。その後、両国における規制改革をめぐる進展を日米両国首脳に報告する文書を作成することになる。
	日EU定期首脳協議(2003年5月)において模倣品・海賊版に対処するための方策を含む知的財産権保護のため、日EU間で協議を開始することが確認されたことを踏まえ、2003年12月に知的財産に関する初の日EU対話を東京にて実施した。	ASEMなどのフォーラムも活用しつつ、知的財産に関する日・EU・アジア諸国間の協力を行っていくことについて検討中。
文部科学省	2003年5月の日米間における「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において、日米両国が海賊行為の撲滅等のための共同措置を、探求・検討していくことで合意。また、同年12月の知的財産に関する日・EU協議において、アジア地域における海賊版対策における日・EUが協力していくことで合意。	2004年2月に東京で開催する「ASEAN+3著作権セミナー」に、海賊版対策についての意見交換・情報交換を行うため、米国の事業者団体、EUの代表者を講演者として招へい。
経済産業省	・日EU定期首脳協議フォローアップ会合(12月東京)で、模倣品・海賊版に対する日EUの取組について情報交換を行うと共に、共同で対応可能な取組について協議していくことを合意。 米国とも、中国模倣品等問題について様々なレベルにおいて情報交換を行い、協力して進めていくことを確認(中川大臣・ゼーリックUSTR代表との会談(10月)等)。 ・米国が豪州と共同でタイで実施する、アジア地域の取締官を対象としたセミナーに講師を派遣すべく調整中。	04年の日EU定期首脳協議にて発出される共同プレス声明に、日EU間の模倣品・海賊版対策協力体制を盛り込む予定。

iv) 2004年度以降、アジア地域に所在する我が国の大使館、総領事館等に知的財産権の担当官等を置くなど、管轄国・地域の中央政府・当局及び地方政府・当局への積極的な働きかけを強化する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	1. 全ての大使館や総領事館に設置している「日本企業支援窓口」では、現地の日本商工会と定期的に会合を行うなど、官民での意見交換、情報交換を行っており、その際、日本企業から相談があった事案に応じ、必要な場合には、現地大使及び総領事が現地政府の関係当局の長等に直接申し入れを行うなど、積極的に働きかけを行っている。 2. 昨年度上半期の日本企業支援窓口の具体的な実績報告では、知的財産権保護に関し以下のような事例が報告されている。 (以下、具体的実績報告の事例) ○日本企業に何ら関連していない現地企業が、日本企業の名称を一部含む社名を現地政府当局に登録したことが判明したため、日本企業から現地政府当局に当該社名の取り消しを求めたものの、事態は進展しなかった。このため、同社の要請を受け、日本総領事から現地地方政府の長に直接働きかけを行うとともに、同総領事館から現地地方政府当局に書簡を発出した結果、問題の社名は変更されることとなった。 ○現地日本企業から現地日本大使館に、不正コピー商品が現地市場に大量に出回っているため、現地において独占的な版權を有している同社の利益が不当に侵され、深刻な被害を受けているとの相談があった。同社によると、これら不正コピー商品は、輸入により持ち込まれ、市場に出回る割合が高く、現地の税関にて差し押さえることが効果的であると考えられるが、一方で、現地政府が同社の要請に真剣に対応するか疑問であるとのことであった。このため、同大使館から現地政府当局局長に適正な対応を申し入れた結果、現地の税関において、持ち込まれた不正コピー商品を差し押さえる措置が講じられた。	1. 引き続き、定期的の実績報告書を取りまとめ、外務本省及び在外公館において、知的財産権侵害事例に対する取組み事例を含む日本企業支援に関する情報を共有し、各在外公館が他の公館による取組みを参照できるよう取り計らうことを通じて、外務省による日本企業支援の底上げを図る。 2. また、日本企業の間での外務省における日本企業支援の取組みに対する認知度を高めていくため、積極的に広報していく。 3. 上記取組みに加え、二国間、多国間の協議、交渉の場で取り上げるなど、戦略的な民間ビジネス支援活動を外交の一環として強化していく。

②多国間での取組を強化する

i) 2003年度以降引き続き、世界貿易機関 (WTO) の対中国経過的レビューメカニズム及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定) の法令レビュー、貿易政策検討制度 (TPRM) を積極的に活用し、アジア諸国・地域に模倣品・海賊版を取り締まるよう強力に要請する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	2003年11月のTRIPS理事会における対中国経過的レビューメカニズムに基づき中国の知的財産制度の保護状況について質問を提出。 2003年11月TRIPS理事会における法令レビュー及びその後のフォローアップの機会に、中国及びマレーシアに対し、国内知的財産権法に係る質問を提出。 貿易政策検討制度 (TPRM)) において、タイ及びインドネシアに対し、知的財産政策に関する質問を提出。	2004年度以降も引き続き、WTOの対中国経過的レビューメカニズム、TRIPS協定の法令レビュー及び貿易政策検討制度を積極的に活用し、アジア諸国・地域に模倣品・海賊版を取り締まるよう強力に要請して行く予定。
文部科学省	2003年11月に開催されたTRIPS理事会において行われた対中国経過的レビューメカニズムにおいて中国の著作権法制度に関する質問を提出。TRIPS法令レビューやTPRMの枠組においても中国、タイ等に質問を提出した。	2004年秋頃開催予定の対中国経過的レビューメカニズムやWTOの他の枠組を活用し、引き続き質問を通じて海賊版の取締を要請していく。
経済産業省	2003年11月のWTOのTRIPS理事会会合において行われた中国経過的レビューでは、昨年度の官民合同訪中ミッションのフォローアップ結果を踏まえて、以下の観点から中国政府の更なる取組強化を要請。 1. エンフォースメントの一層の強化 (1) 刑事取締強化と訴追基準の緩和 (2) 行政取締強化 (3) 地方保護主義の改善 2. 特許審査の迅速化 3. 外国周知商標保護強化 4. ライセンス規制改善 また、法令レビューでは、中国・タイ・マレーシア等に対して質問を提出。	引き続きこれらのレビューを活用して要請を行う予定。

ii) 2003年度以降、我が国産業界からの要請を踏まえつつ、他のWTO加盟国が我が国の知的財産権を適切に保護しておらずWTOのTRIPS協定に違反すると判断される場合に、WTO紛争処理手続を積極的に活用し、問題解決を図る。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	TRIPS協定違反としてWTO紛争処理手続きをとった事例なし。	2004年度以降も、各国の知的財産権の保護状況に注視し、適切な対応を行っていく予定。
文部科学省	TRIPS法令レビュー等でWTO加盟国の著作権制度について質問を提出。	TRIPS法令レビュー等で解決されなかった場合には、要すれば、WTO紛争処理手続きを活用すること等も検討する。
経済産業省	国際知的財産保護フォーラムを始めとする産業界の要請に基づいて、TRIPS協定整合性の観点からの問題・懸念をWTOレビューを通じて指摘したところであり、現在、中国・タイ・マレーシア等加盟国における知的財産保護の改善状況を注視している。	引き続き、産業界のニーズや知的財産保護の改善状況を把握し、状況に応じWTO紛争処理手続きを活用するケースにつき具体的に検討する。

iii) 2003年度以降引き続き、世界知的所有権機関 (WIPO) において、模倣品・海賊版のエンフォースメント問題を主要議題として取り上げ、模倣品・海賊版の取締りをWIPO加盟国が一体となって取り組むべき問題であるとの認識を加盟国間で共有するよう積極的に取り組む。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	2003年6月11日～13日に開催された世界知的所有権機関 (WIPO) におけるエンフォースメント諮問委員会で、我が方から模倣品・海賊版の取り締まりの重要性について説明。	2004年度以降も、機会を捉えて、WIPOにおける模倣品・海賊版のエンフォースメント問題の議論に積極的に参加し、模倣品・海賊版の重要性について説明していく予定。
文部科学省	2003年6月に開催された第1回WIPOエンフォースメント諮問委員会に参画。	今後もWIPOエンフォースメント諮問委員会等での議論に積極的に参画する予定。
経済産業省	WIPOエンフォースメント諮問委員会 (03年6月) で、日本の模倣品対策活動を紹介するとともに、模倣品対策の重要性について言及。	引き続き、WIPOエンフォースメント諮問委員会で模倣品対策の重要性について言及。

iv) アジア太平洋経済協力 (APEC) において支持された知的財産権サービスセンターについて、2003年度以降、我が国において早急に設置されるよう準備を開始し、各国・地域にも早期に設置されるよう、積極的に働きかける。また、我が国が提案している知的財産権保護のための包括戦略についてもAPECの場で合意するように努める。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	2003年10月17日から21日に開催されたAPEC首脳会議・閣僚会議において、知的財産権の適切な保護・管理を促進する旨首脳宣言及び閣僚声明に盛り込まれた。特に閣僚声明においては、知的財産権 (IPR) の効果的管理が必要不可欠であることを認識し、我が国が提案した「IPRサービス・センター」の設立をAPECの共同行動とすること及び「APECにおける知的財産権包括戦略」が承認された。 (注) APECでの知的財産権保護のための包括戦略骨子 (1) 各国・地域間の情報交換・共有の促進 (2) 知的財産権執行機関における人材育成 (3) 知的財産権の権利者への情報提供 (4) 一般国民への情報提供・啓発	模倣品被害者への情報提供等を行うIPRサービスセンター (模倣品や海賊版といった知的財産権侵害に関する情報を提供するサービスセンター) の設置、IPR保護を所管する執行機関の人材育成等を我が国として推進・協力する予定。
経済産業省	我が国においてAPEC・知的財産権サービスセンターを設置するための予算措置を講じるなど、早期設置に向けた準備を行っている。また、各国・地域に対しては、センター設置に向けた実態を調査するとともに、APEC高級事務レベル会合などを通じて設置を慫慂した。知的財産権保護のための包括戦略については、昨年10月にバンコクで開催されたAPEC閣僚会合の場で合意された。	APEC・知的財産権サービスセンターを早急に設置する予定 (16年度予算額1,600万円)。各国・地域がセンターを設置する際のマニュアルを作成し、早期設置を積極的に働きかける。

③ODA政策における知的財産制度の整備・執行の強化への支援の位置付けを強化する

開発途上国における貿易投資の拡大と経済発展のために知的財産権の適切な保護が不可欠であることに鑑み、2003年度以降、開発途上国の知的財産制度の整備・執行の強化に対する支援について、ODA政策における位置付けを強化する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
外務省	2003年8月29日閣議決定された政府開発援助大綱において、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易、投資分野の協力の重視につき言及した。	

④アジア諸国の模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

i) 現在関係府省が実施しているアジア各国政府の取締担当職員等に対する各種セミナーなどの能力構築に関する取組を踏まえ、関係府省の連携の下、アジア各国の知的財産権侵害品の取締り実施状況を把握した上で更に効果的な手法を検討し、2004年度からその手法を実施する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○次の関係府省等が開催等しているセミナー等に講師として出席した。 ・「著作権制度整備研修Ⅱ」平成15年6月(文化庁) ・「WIPOジャパンファンド研修」平成15年10月(発明協会:特許庁委託事業) ・「アジア地域著作権・著作隣接権特別研修」平成15年10月(著作権情報センター:文化庁委託事業)	○警察大学校国際捜査研究所で実施するアジア諸国の捜査幹部に対するセミナーに知的財産権侵害事犯捜査に関する時間を設定する。 ○次の関係府省等が開催等するセミナー等に講師として出席する予定。 ・「国際民商事法研修」平成16年2月(法務総合研究所主催)
外務省	独立行政法人国際協力機構において、2001年8月から2004年3月まで、APEC地域の各国に対してWTOキャパシティ・ビルディング協力プログラムを実施。右協力の中で「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」についても、各国の状況把握を行い、効果的な協力方法を検討している。	同プログラムの結果を踏まえ、専門家の派遣や研修員受入によって、審査能力向上支援等の協力を実施することを検討。
財務省	○関税技術協力二国間援助経費によるアジア諸国の税関職員に対する研修やWIPOジャパンファンド研修等の研修において取締り手法・制度等について講義。	○今後も積極的に各種セミナーに参加する。
文部科学省	文化庁はWIPO(世界知的所有権機関)に、1993年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、WIPOと共同で、各国の国内法の整備や著作権管理団体の育成を支援している。この一環として、2002年度より東京で関係省庁の協力も得ながら、著作権のエンフォースメントに関する特別研修を実施している。	2004年度以降も、関係省庁と連携しつつ、各国の最新の実情を踏まえ、エンフォースメントを重視した内容の研修、セミナーを設置する予定。 (予算額:4,860万円)
経済産業省	模倣品・海賊版対策関係府省担当課長連絡調整会議で、検討スケジュールが確認されたところ。	検討結果に基づいて実施。

ii) 2003年度以降、アジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し各府省が実施している知的財産権の保護に関する能力構築(キャパシティビルディング)を我が国企業やJETRO等の関係団体と連携を図りつつ、一層効果的に実施する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
警察庁	○次の関係府省等が開催等しているセミナー等に講師として出席した。 ・「著作権制度整備研修Ⅱ」平成15年6月(文化庁) ・「WIPOジャパンファンド研修」平成15年10月(発明協会:特許庁委託事業) ・「アジア地域著作権・著作隣接権特別研修」平成15年10月(著作権情報センター:文化庁委託事業)	○警察大学校国際捜査研究所で実施するアジア諸国の捜査幹部に対するセミナーに知的財産権侵害事犯捜査に関する時間を設定する。 ○次の関係府省等が開催等するセミナー等に講師として出席する予定。 ・「国際民商事法研修」平成16年2月(法務総合研究所主催)
外務省	独立行政法人国際協力機構において、2001年8月から2004年3月まで、APEC地域の各国に対してWTOキャパシティ・ビルディング協力プログラムを実施。右協力の中で、各国に対し、TRIPS開発教材の作成や、関係行政官の研修等の協力を実施している。	同プログラムの結果を踏まえ、各国ごとの要望も踏まえて引き続き本分野の協力を実施していくことを検討。
財務省	○二国間援助技術協力受入研修(税関の知的財産権取締)(支出額:14百万)及びJICA専門家派遣を実施。	○来年度研修は11月頃実施。(予算額:19百万)
文部科学省	文化庁からWIPO(世界知的所有権機関)に、1993年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、WIPOと共同で、各国の国内法の整備や著作権管理団体の育成を支援している。研修、シンポジウム、専門家派遣等の実施にあたっては著作権関係団体に講師の派遣を依頼するなど、密接な連携を図っている。	今後も著作権関係団体に講師派遣を求めるなど、密接な連携を保ちつつ、事業を行っていく予定。 (予算額:4,860万円(再掲))
農林水産省	植物新品種保護国際同盟(UPOV)に対し、アジア諸国の能力構築ための活動経費を拠出(2003年度14百万円)するとともに、当該活動の一環として講演等を行った。またJICA集団研修(2003年10-12月)ではJETRO、民間と連携して植物品種保護制度の理解と審査技術の習得を図った。その他、研修生の受け入れや専門家派遣を行った。これらを通じ、多面的に能力構築のための活動を実施した。	本年度も実施する予定
経済産業省	・04年3月、中国浙江省に於いて、現地取締担当者を対象としたセミナーを日系企業及びJETROの協力により実施すべく準備中。(15年度予算額:3,927万円の内数) ・アジア諸国の知的財産関係政府及び民間団体・企業等から年間約200名の研修生を受け入れた。 (15年度予算額:48,115万円の内数) ・工業会との連携により、中国での特許審査遅延により権利行使に支障を来している映像機器分野の特許審査官を対象とした研修を実施(15年11月)。	・引き続き、中国の取締担当者を対象としたセミナーを現地で開催予定。 (16年度予算額:20,649万円の内数) ・引き続き実施予定。 (16年度予算額:48,115万円の内数)

2. 水際及び国内での取締りを強化する

(1) 知的財産権侵害品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する

個人による偽ブランド品などの知的財産権侵害品の輸入を抑止するよう、知的財産権関連法の改正などにつき検討を開始し、2004年度の早期に結論を得る。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○関係府省の担当者との意見交換を実施。	○関係府省として国内法制が構築される等に当たり、必要な意見を述べていく。
法務省	国内法制を構築するに当たり、必要な意見を述べる等、検討に参加。	引き続き、国内法制を構築するに当たり、必要な意見を述べる等、検討に参加。
財務省	○関係府省との意見交換の場に参加。	○今後も意見交換の場に参加するとともに、各権利法に改正の動きがあれば、その検討にも参加する。
文部科学省	現行著作権法においては、著作権侵害品を頒布目的で輸入することは、個人によるものでも著作権侵害とみなされる(著作権法第113条第1項)。文化審議会著作権分科会においては、当該規定につき、主観要件(「頒布目的」)の可否について検討が行なわれたが、著作物は特許等と異なり権利の取得に登録を要しない無方式主義を採るため、主観要件を削除すると常に適法性を確認しなければならず、取引の安全を害することとなることから見送るべきであるとされた。	
経済産業省	産業界からニーズ等について調査実施中。	個人による偽ブランド品などの知的財産侵害品の輸入について、知的財産権関連法の改正などで対応すべきかどうかについて、必要に応じ審議会等において検討する。

(2) 効果的な水際、国内取締りを行うべく一層の対策強化を行う

i) 権利者である企業と連携し知的財産権侵害の再犯を防止するため、税関において模倣品・海賊版の輸入差止めがなされた場合、税関が輸入者、輸出者の氏名等の情報を権利者に開示できるようにする。このため、必要に応じ2004年通常国会に関税定率法等関連法の改正法案を提出する。また、これに併せて製造者に関する情報についても権利者に開示されるよう、関連法令の改正などを検討する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
財務省	○2003年9月より関税・外国為替等審議会関税部分科会において関税定率法の改正についての検討が行われ、同年12月、特許権等知的財産権を侵害するおそれのある物品に係る認定手続を充実させるため、認定手続が開始された場合に、当該認定手続に係る物品の権利者及び輸入者に対し、その氏名及び住所等を双方に通知するとともに、税関において当該貨物の製造者が明らかである場合には、当該製造者の氏名等を権利者に通知する制度を導入するとの答申が出された。	○左記改正法案を、2月3日に国会へ提出する予定。 法案が成立すれば、4月1日に施行予定。
経済産業省	平成16年度関税改正要望において、経済産業省より、①認定手続開始時点での輸入者名等の通知、②侵害認定がなされた場合の輸出名等の通知等を内容とする要望を行った。 2003年9月より関税・外国為替等審議会関税部会において、関税定率法の改正について検討が行われ、12月に税関が侵害認定手続を開始した場合に輸入者、製造者情報等を権利者に通知するとの関税率審議会の答申が出され、これを受けて2004年通常国会に法案を提出。	2004年通常国会に法案を提出。法案が成立すれば、4月1日に施行予定。

ii) 2003年度以降、税関における水際での模倣品・海賊版対策をより強化するため、知的財産権侵害物品に係る水際取締りを支援する情報システムの充実、航空小口貨物等の検査の強化、必要な知的財産担当職員の確保を図る。

担当府省	取組状況	今後の予定
財務省	○知的財産権侵害物品の取締りのための画像データの登録・検索を可能とするソフトを導入する等、知的財産権侵害物品の取締りを支援する電算機システムを整備した。 ○育成者権を侵害する物品であるか否かを識別するためのDNA品種識別装置の大規模税関への設置、知的財産調査官の機構の6官増設、知的財産権侵害物品の水際取締り強化のため定員5名の増員について必要な予算、機構、定員を要求した。 ○航空小口貨物をはじめ、知的財産権侵害物品を対象とした輸入貨物の検査強化を行っている。	○知的財産権侵害物品の取締りを支援する電算機システムのための経費 (予算額:151百万) ○育成者権を侵害する物品であるか否かを識別するためのDNA品種識別装置その他分析機器装置等を整備するための経費。 (予算額:82百万) ○知的財産調査官の6官の増設を図る。 ○知的財産侵害物品の水際取締り強化のために5名の増員を図る。

iii) 模倣品・海賊版の供給ルートを遮断するため、2003年度以降引き続き、模倣品・海賊版の密売等により不正な利益を得ている犯罪組織の実態を的確に解明し、その取締りを強化する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○韓国人密輸・密売組織による偽ブランド品販売に係る商標法違反事件で、関係者23人を逮捕し、偽ブランド品約31,000点を押収するなどした。	税関、権利者等との情報交換、検挙事件等を通じて、国内の密売組織等犯罪組織の実態を解明し、その取締り等を推進する。

iv) 2003年度以降引き続き、街頭における模倣品・海賊版の販売等事犯の取締りを強化する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○平成15年中に街頭販売に係る商標法違反事件(偽ブランド品販売)65事件91人、著作権法違反(海賊版の販売)5事件9人を検挙した(このうち来日外国人が関与する事件53事件66人である。) 注 事件数は、事件単位ごとに計上した数であり、一連の捜査で複数の件数の犯罪を検挙した場合には1事件と数える(以下同じ)。	○権利者との情報交換等連携を強化し、頻繁に出店される地域における反復継続した取締りと組織的、広域的に敢行される事犯に対する各都道府県警察間の連携による取締りを推進する。

v) 2003年度以降引き続き、不正商品対策協議会を始めとする各業界団体と警察当局との連携をより強化し、確度の高い情報に基づいた効果的な取締りを実施する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○不正商品対策協議会が毎月1回開催している企画広報部会等で情報交換を実施しているほか、権利者から情報等を得て取締りを実施した。	○不正商品対策協議会をはじめとする関係団体との連携を緊密にし、取締りを推進する。

vi) 水際取締り及び国内取締りの双方がより効果的に行われるよう、警察と税関による模倣品・海賊版対策の情報交換会合を2004年度より随時開催する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○財務省との情報交換会合に向け、連絡調整会議を実施した。	○平成16年4月中を目途に第1回情報交換会合を実施する。
財務省	○模倣品・海賊版対策情報交換会合を開催するため、警察庁と連絡調整会議を行っている。	○本年4月に第1回情報交換会合を開催予定。

vii) 2003年度以降引き続き、世界税関機構(WCO)の地域情報連絡事務所(RILO)を通じての情報の交換、アジア諸国の税関当局・警察当局との情報交換会合の開催等、アジア諸国の取締当局との連携を密にし、模倣品・海賊版に関する情報を幅広く入手・提供し、効果的な水際及び国内での取締りを実施する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
警察庁	○平成15年9月、不正商品取締官が訪韓し、韓国警察庁、大検察庁等の取締機関に対して知的財産権侵害事犯の取締り強化を申し入れるとともに、情報交換を実施する等連携を強化した。	○訪中、訪韓し、取締機関に対して知的財産権侵害事犯の取締り強化を申し入れるとともに情報交換を実施する等連携を強化する。
財務省	○RILOを通じ摘発事例等に係る情報交換を既に実施している。また、昨年11月下旬、地域内の税関の情報交換の担当者の会合を東京にて開催し、意見交換を行い連携強化を図った。	○引き続き、RILOを通じた情報交換に努めて行く。

(3) 水際で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組みを早期構築する

米国ITC (国際貿易委員会) や欧州における裁判所を活用した制度を参考にしつつ、技術的知見と法律の素養などを兼ね備えた専門家の活用などにより、当事者の主張を基にした迅速な侵害判断を下すことができるよう、新たな行政審判機関の整備、裁判所の活用、税関手続きの改正などを含め幅広く検討し、2004年度中に結論を得る。

担当府省	取組状況	今後の予定
財務省	○税関手続の改正については、関税定率法の改正により、特許権等知的財産権を侵害するおそれのある物品に係る認定手続を充実させるため、認定手続が開始された場合に、当該認定手続に係る物品の輸入者名等を権利者に通知することとしているが、その実施状況を踏まえ、対応策について関係省庁と検討予定。	○更なる措置が必要かどうか、関係省庁と検討する。
経済産業省	平成16年度関税改正要望において、経済産業省より、①認定手続開始時点での輸入者名等の通知、②侵害認定がなされた場合の輸出名等の通知等を内容とする要望を行った。 2003年9月より関税・外国為替審議会関税部会において、関税定率法の改正について検討が行われ、12月に税関が侵害認定手続を開始した場合に輸入者、製造者情報等を権利者に通知するとの関税率審議会の答申が出された、これを受けて2004年通常国会に法案を提出。	改正関税定率法の施行状況を踏まえつつ、更なる措置が必要かどうか、関係省庁と検討する。

(4) インターネットを利用した侵害への取締りを強化する

i) 著作権者の権利や経済全体に及ぼす悪影響の大きさに鑑み、インターネットのオークションサイト等において売買される模倣品・海賊版について、当該サイト等の管理者、インターネットサービスプロバイダー等の関係者との間で相互に必要な協力を行いつつ、2003年度以降引き続き、取締りを強化する。また、このため、知的財産侵害に関する情報収集手段の一層の拡充を図る。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○平成15年中にインターネットを利用した知的財産権侵害事犯74事件111人を検挙した。 ○平成15年10月1日、警察庁ホームページに掲載した知的財産権侵害事犯の取締り等に関する情報の中に各都道府県警察の相談窓口を表示した。	○サイバーパトロールの実施、権利者との連携等により端緒情報の入手に努めるとともに、オークションサイト等の管理者と連携し取締りを推進する。

ii) 世界中の不特定多数がダウンロード可能となるインターネットへの著作物の無許諾アップロード(送信可能化)について、2003年度以降引き続き、取締りを強化する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○平成15年11月にファイル共有ソフトWinnyを利用した公衆送信権侵害事犯を検挙するなど、平成15年中に公衆送信権侵害事犯6事件9人を検挙した。	○サイバーパトロールの実施、権利者との連携等により端緒情報の入手に努めるとともに、オークションサイト等の管理者と連携し取締りを推進する。

iii) 2003年度以降、インターネット上の違法コンテンツを常時・自動的に監視するシステムの活用を支援する。

担当府省	取組状況	今後の予定
総務省	【予算額 1,849百万円の内数】 「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」において、日本レコード協会等によるインターネット上の違法コンテンツを監視する取組を支援することにより、民間におけるインターネット上の違法コンテンツを常時・自動的に監視するシステムの活用に向けた環境整備を推進した。	引き続き開発・実証を推進し、システムの活用にむけた環境整備を推進する。
経済産業省	2003年9月より、ネットワーク上の違法コンテンツの追跡・監視技術に関し、技術的、法律的な観点から課題を検討する研究会を実施中。	16年度についても、不正利用防止技術に関する研究会の実施を予定。

(5) 国民への啓発活動を強化する

2003年度以降引き続き、国民の権利侵害意識が希薄であるとされる偽ブランド品の購入やインターネット上の海賊版の違法ダウンロードなどに対処するため、既存の各種広報活動や教育を通じて模倣品・海賊版に対する国民の意識の向上に努める。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○警察庁が関係団体と実施した広報啓発活動は以下のとおり。 ・「まなびピア沖縄」平成15年11月（不正商品対策協議会出展等、警察庁後援） ・「第1回e-Educationと情報モラルを考えるシンポジウム」平成16年1月（（社）コンピュータソフトウェア著作権協会主催、警察庁後援） ・「アジア知的財産権シンポジウム」平成16年3月開催予定（不正商品対策協議会主催、運営委員会における助言） ○平成15年10月1日、警察庁ホームページに知的財産権侵害事犯の取締り等に関する情報を掲載した。 ○平成15年11月、特許庁が制作した広報啓発CM・ポスターに協賛した。	不正商品対策協議会等が行う広報啓発活動を支援するとともに、当庁ホームページ掲載の情報内容について随時見直しを行う。
総務省	これまでに、不正商品対策協議会が主催した「アジア知的財産権シンポジウム」（3月）、「ほんと？ホント！フェア」（5月）等の広報啓発活動を支援している。 9月末日途に当庁ホームページに、新たに知的財産権侵害事犯の取締り状況、広報啓発に関する内容を掲載する。	不正商品対策協議会等が行う広報啓発活動を支援するとともに、ホームページの掲載内容について、随時、見直しを行う。
	コンテンツ事業者の団体等に対して、インターネット上の違法なダウンロード等に対処するため、民間事業者による自主的な広報活動を検討・実施するよう要請した。	当該団体において、検討の結果を踏まえ自主的な措置を講じる予定。
財務省	○税関記念日等の機会を捉えて、一般国民を対象に街頭において水際取締りの周知や知的財産権保護の必要性等について啓発活動を実施している。 ○空港等での啓発用ビデオの上映やパンフレットの配布を実施している。 ○特許庁主催の模倣品・海賊版撲滅キャンペーンに協賛。 ○知的財産権侵害物品輸入の注意を呼びかけるポスターを作成するための予算を要求している。	○継続して啓発活動を実施する。 ○知的財産権侵害の注意を呼びかけるポスターを作成する。（予算額：11百万）
文部科学省	著作権に対する国民の意識の向上を図るため、一般国民や学校関係者を対象とした、著作権に関する知識や意識を高めるための総合的な著作権教育施策である「著作権学ぼうプロジェクト」を実施中。	2004年1月に文化審議会著作権分科会から、文化庁が実施する著作権教育事業に対する提言が行なわれ、その提言を踏まえ、「著作権学ぼうプロジェクト」の充実・強化に努める。

農林水産省	全国ブロック単位で、2003年6月に罰則強化等一部改正を行った種苗法の地域ブロック別説明会の開催や関係団体への品種保護制度の説明、農業者・流通業者向けのパンフレットの作成・配布、ホームページへの関係情報の掲載、さらに2002年10月に設立された植物品種戦略フォーラムが行う侵害に対する対抗措置等に関する情報交換、専門の弁護士による法律相談会の開催等の活動について、情報提供を行う等により権利行使のための環境整備に取り組んでいる。	都道府県が中心となり、登録品種の国内外での不正利用等の行為を未然に防ぐための、情報収集・提供等を行うネットワーク化を図るとともに、育成者権に関する普及・啓発等の取組を支援するため、平成16年度に「育成者権活用環境整備事業」を創設する。
経済産業省	2003年11月から12月にかけて、警察庁、財務省、文化庁及び特許庁が連携し、テレビスポットCMやポスター、インターネット・オークションサイトでのキャンペーン告知などの「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を展開。 (15年度予算額:6,674万円の内数)	引き続き実施予定。 (16年度予算額:6,251万円の内数)

3. 官民の体制を強化する

(1) 政府の体制を強化する

政府が一体となって知的財産権侵害対策に取り組むため、関係府省の専門管理職担当官が責任を持って侵害品対策を実施し、また関係府省が効果的に連携する体制につき検討し、2004年度中に整備する。

担当府省	取組状況	今後の予定
警察庁	○既に生活安全局生活環境課生活経済対策室に不正商品取締官を設置済み。	○今後、関係府省の専門管理職担当官と連携をする。
財務省	○財務省関税局業務課には知的財産権の取締りに関する調査・企画・立案を行う知的財産専門官が置かれており、必要に応じ、関係府省庁との連絡・連携を図っている。	○関係府省庁とは今後とも継続して緊密な連携を図る。
外務省	WTO交渉関連業務に加え、知的財産権保護のための在外公館との連携、省内関係部署、省外関係省庁との連携調整業務を行う者として、関連業務担当官について定員要求し、1名増となった。	今後とも、関係府省庁と緊密な連携を図っていく。
文部科学省	2003年度に文化庁に海賊版対策専門官を設置した。	
農林水産省	平成15年6月に種苗法を改正し、育成者権侵害に対する罰則を強化するとともに、育成者権者からの求めに応じた助言、品種利用者への制度の啓発等により、育成者権侵害対策を推進している。 また、平成15年3月に関税定率法が改正され、育成者権侵害物品が輸入禁制品に加えられたことに対応し、品種識別技術の提供等により、水際における侵害物品の効果的な取締りが行われるよう、財務省・税関と連携を行っている。	平成16年度に育成者権侵害対策のための人員を増強(1名増)し、体制充実を図る予定。
経済産業省	模倣品・海賊版対策関係府省担当課長連絡調整会議の場等を通じ、関係府省との連携を図っている。	(2004年4月に、模倣品担当参事官を新設。)

(2) 民間企業の体制を強化する

i) 2003年度以降、模倣品・海賊版対策の重要性や社内体制の強化の必要性についての情報を共有すべく、関係府省がより緊密に連携を取りつつ、企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを東京、大阪を始めとする主要都市で開催する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
警察庁		○企業等を対象とするセミナー等の開催時に関係府省として参加する。
財務省	○関係省庁と連携をとりつつ、権利者、輸入者等に対する、セミナーや研修会の講師として参加。	○左記事項につき、今後も継続して参加する。
文部科学省	2003年度文化庁が日本各地で開催している著作権セミナーにおいて、著作権に関する国際条約、海賊版対策について講義を実施。	今後も、著作権教育の一環として海賊版対策の紹介を積極的に実施する予定。
経済産業省	2003年12月に東京(約1000名)と大阪(約300名)において、中国と台湾における知的財産保護に関するセミナーを開催。 (15年度予算額14,619万円の内数)	引き続き実施予定。 (16年度予算額:20,649万円の内数)

ii) 2003年度以降、主要業界団体に模倣品・海賊版対策委員会の設置などの組織の充実・強化を奨励するとともに、我が国企業に海外事業拠点の模倣品・海賊版対策のための体制の強化を奨励する。

担当府省	取 組 状 況	今後の予定
文部科学省	2002年8月にコンテンツ産業が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として文化庁と経済産業省が関係者に呼びかけ、「コンテンツ海外流通促進機構」が設立された。(現在17団体、20社から構成)。同機構は、国際知的財産保護フォーラムにおける対中官民合同ミッション派遣、フォローアップに参画するとともに、関係団体・企業が海外展開・海賊版対策を図る上で必要な情報交流、意見交換等を実施している。	前年度ミッションのフォローアップ結果を踏まえ、国際知的財産保護フォーラム対中合同ミッションに参加するなど、引き続き「コンテンツ海外流通促進機構」の活動を支援する予定。 (予算額:1,120万円(再掲))
経済産業省	・業界団体における体制整備及び取組強化に向け、連携。	